

会議概要

会議の名称	令和6年度第1回湧別町国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年 5月 8日(水) 18時30分 開会 19時10分 閉会
開催場所	文化センターTOM 研修室
出席者名	<input type="checkbox"/> 被保険者代表 北村 茂委員、久保 美恵子委員、深澤 繁子委員 <input type="checkbox"/> 保険医当代表 竹林 秀人委員、桂 敦史委員、澁谷 努委員 <input type="checkbox"/> 公益代表 後藤 哲司委員、加藤 明美委員
欠席者名	上松 晶子委員(公益代表)
傍聴人の数	0人
会議の内容	<p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○湧別町国民健康保険税率の改正について
会議資料	
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記) <input type="checkbox"/> 無
備考	

令和6年度第1回湧別町国民健康保険運営協議会議事録

1. 日 時

令和6年5月8日（水）午後6時30分～午後7時10分

2. 場 所

文化センターTOM 研修室

3. 出 席 者

(1) 国民健康保険運営協議会委員 8名

①被保険者を代表する委員 3名：北村委員・久保委員・深澤委員

②保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名：澁谷委員・竹林委員・桂委員

③公益を代表する委員 2名：後藤会長・加藤委員（欠席：上松委員）

(2) 湧別町 6名

因副町長

健康こども課：大塚課長、片桐主査、高橋主事

住民税務課：岩瀬主幹、坂田主幹

※湧別町国民健康保険条例施行規則第4条第2項に基づき、各区分1名以上を含む過半数以上の委員の出席があったため会議成立。

4. 議事録署名委員

加藤委員、北村委員

5. 審議結果

(1) 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第2号 湧別町国民健康保険税率の改正について

※会議要旨は以下のとおり

〔大塚課長〕

本日は大変お忙しい中、また夜分お疲れのところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより、令和6年度第1回「湧別町国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は、上松委員が都合により欠席されておりますが、「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」から、それぞれ1名以上を含む過半数以上の委員の皆様のご出席をいただきており会議が成立いたしますので、只今より令和6年度第1回湧別町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは、会議に入りたいと思いますが、会長であります後藤委員よりご挨拶をいただきます。

〔後藤会長〕

皆さんこんばんは。5月に入りまして寒暖の差が大きく、仕事や体調管理に影響があるようですが、

本日はこのような時間にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は国保税条例及び国保税率の改正が議案になってございます。審議が円滑に進むよう、よろしくご協力のほどよろしくお願ひします。

〔大塚課長〕

続きまして、因副町長よりご挨拶をいただきます。

〔因副町長〕

皆さんこんばんは。副町長の因でございます。

本日は夜分またはお仕事終了後などお疲れのところ、こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、会長はじめ委員の皆様には、湧別町の国民健康保険制度の運営につきましてご尽力いただいていることを改めてお礼を申し上げます。

さて、本日は令和6年度の税制改正を踏まえまして、湧別町の国民健康保険税条例の改正についてのご審議に加えまして、令和12年度から予定されております、全道一律保険料に向けての湧別町の保険税率の改正方針について説明をさせていただき、ご審議をいただきたく案件を用意しております。

被保険者の皆様にはご負担の増す内容ですが、国民健康保険制度の安定的な運営のためやむを得ないものと考えておりますので、その点をお含みおきの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

〔大塚課長〕

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、国民健康保険条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、後藤会長にお願いいたします。

〔後藤会長〕

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

議案に入る前に、国民健康保険条例施行規則第5条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、加藤委員、北村委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号「湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、事務局より説明願います。

〔片桐主査〕

それでは議案第1号「湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。（以下、湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明により記載省略）

〔後藤会長〕

只今事務局より説明ありました議案第1号「湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、質疑等ございませんか。

※質疑等特になし。

質疑等なければ、原案どおり承認することでよろしいでしょうか。

〔委員〕

異議なし。

〔後藤会長〕

それでは、議案第1号「湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第2号「湧別町国民健康保険税率の改正」につきまして、事務局より説明願います。

〔片桐主査〕

それでは、議案第2号「湧別町国民健康保険税率の改正」につきまして、ご説明申し上げます。（以下、湧別町国民健康保険税率の改正についての説明により記載省略）

〔後藤会長〕

只今事務局より説明がありました、議案第2号「湧別町国民健康保険税率の改正」につきまして、質疑等ございませんか。

※質疑等特になし。

〔後藤会長〕

いま資料に目を通したばかりでなかなか質問がしづらいかと思いますが、一応3案が提示されまして、①案が事務局の推奨案ということですが、皆様のご意見等はいかがでしょうか。

3案見比べて質問するのもなかなか難しいかなとは思いますが。

〔大塚課長〕

本日ご提案させていただきましたのは、令和12年度より統一保険料、全道がこの税率に変わるこということがすでに決まっております。

湧別町の場合は合併して、限度額は上げてきましたけども、税率については住民負担を皆さんに求めないということで、旧町時代から持っていました基金を入れて、被保険者の負担の増を抑制してきた経過がございます。

しかし、資料の8ページをご覧の通り、基金の残高が少なくなってきておりまして、このままいきますと、基金の繰り入れができなくなる状況となっています。

また、国の方針といたしまして、このような国保特別会計に法定外の繰り入れをすることは認めないという方針が出されておりまして、そのような自治体にはペナルティが課されております。ですので、国としては赤字を出さないで、その中でやりなさいという基本方針が出されておりますので、その方向性で行くと、湧別町の場合は基金から財源を入れてペナルティを課されても仕方がないような中での対応をしながらの、住民の負担を上げないような形で来ましてけれども、それも12年度から一切できなくなりますし、基金がなくなった時点で繰り入れもできなくなるということで、事務局としては先を見通した中で、今年度から税率改正をしていかないと立ち行かなくなるだろうということで、今回の提案をさせていただきましたので、内容的には住民負担を求める内容がありますので、大変ご審議は難しいものかと思いますが、率直なご意見を頂ければと思っております。

〔後藤会長〕

ただいま、課長から説明の補足がございました。選択の仕様がない感じですが、どうですか。

※質疑等特になし。

〔後藤会長〕

質疑等なければ、原案どおり決定することによろしいでしょうか。

〔委員〕

異議なし。

〔後藤会長〕

それでは、議案第2号「湧別町国民健康保険税率の改正」につきましては、原案改正案①のとおり承認されました。

審議事項については、全て終了しましたが全体を通して何か質疑等ございませんか。

〔大塚課長〕

今、ご審議いただきました税率改正の部分ですが、来週、町の臨時議会がありまして、その後に議会の全員協議会がありますので、ご承認いただきました第1案で議員の皆様にご説明をさせていただきまして、6月の定例町議会に、先ほどの議案第1号の限度額の改正と第2号の町独自の税率改正案の議案を提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

〔後藤会長〕

ほかに質疑等なければ、以上で、令和6年度第1回湧別町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。夜分お疲れのところ大変ご苦労様でした。

以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。

令和 6年 5月 13日

湧別町国民健康保険運営協議会

議事録署名委員 加藤 明美

議事録署名委員 北村 元
